

新型コロナウイルスによる社会的距離の確保の レベルが1段階に調整(10月12日から)

- 感染危険度の高い多目的利用施設などでは防疫管理を厳密に強化 -

距離の確保に対する レベル調整法案

1. 集会・会合・イベント

(首都圏) 屋内50人、屋外100人以上、自粛を勧告

(展示会, 博覧会, 祝祭, 大規模なコンサート, 学術行事は1人当り4㎡の場所を確保)

(非首都圏) 許可

(展示会, 博覧会, 祝祭, 大規模なコンサート, 学術行事は1人当り4㎡の場所を確保)

2. 感染の危険性が高い施設(11種の施設*)

(全国) 訪問販売などの直接販売広報館での集合禁止, 11種の施設での防疫指針の義務化

*クラブなどの遊興居酒屋、コーラテック、団欒居酒屋、感性居酒屋、ハンティング屋台、カラオケ、流通物流センター、屋内スタンディング公演会場、屋内団体運動、大型塾(300人以上)、ビュッフェ

3. その他の多目的利用施設(16種の施設)

(首都圏) レストラン、カフェなど危険性の高い16種の施設は、防疫指針の義務化

(非首都圏) 生活の中での距離の確保の指針を勧告

4. スポーツイベント

(全国) 観客数を制限(最大30%)

5. 国公立施設

(全国) 運営可能、人数を制限(最大 50%)

6. 教会

(首都圏) 対面での礼拝は可能だが人数を制限、集会・食事は禁止

(非首都圏) 地域の状況によって施行

7. 社会福祉施設, オリニチブ

(全国) 運営可能(防疫指針を厳守)

8. 機関・企業

(全国) 公共 : フレックスタイム・在宅勤務など、勤務密接度を最小化(全体数の1/3)

民間 : フレックスタイム・在宅勤務などの活性化を勧告